

国土交通省組織令等の一部を改正する政令案新旧対照条文目次

一	国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）（第一条関係）	1
二	交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）（抄）（第一条関係）	22
三	国土交通省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十四号）（抄）（第三条関係）	24

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p> 第一節（略）</p> <p> 第二節 内部部局等</p> <p> 第一款・第二款（略）</p> <p> 第三款 課の設置等</p> <p> 第一目～第八目（略）</p> <p> 第九目 鉄道局（<u>第二百二十二条</u> <u>第二百二十九条の二</u>）</p> <p> 第十目～第十五目（略）</p> <p> 第三節・第四節（略）</p> <p>第二章 外局</p> <p> 第一節 <u>船員労働委員会</u>（<u>第二百二十一条</u> <u>第二百二十四条</u>）</p> <p> 第二節～第四節（略）</p> <p>附則</p> <p>（大臣官房の所掌事務）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p> 第一節（略）</p> <p> 第二節 内部部局等</p> <p> 第一款・第二款（略）</p> <p> 第三款 課の設置等</p> <p> 第一目～第八目（略）</p> <p> 第九目 鉄道局（<u>第二百二十二条</u> <u>第二百二十九条</u>）</p> <p> 第十目～第十五目（略）</p> <p> 第三節・第四節（略）</p> <p>第二章 外局</p> <p> 第一節 <u>船員労働委員会</u></p> <p> 第一款 <u>船員中央労働委員会事務局</u>（<u>第二百二十一条</u> <u>第二百二十三条</u>）</p> <p> 第二款 <u>船員地方労働委員会事務局</u>（<u>第二百二十四条</u>）</p> <p> 第二節～第四節（略）</p> <p>附則</p> <p>（大臣官房の所掌事務）</p>

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二十 一 (略)

二十二 運輸事業者の輸送に係る安全管理体制の評価その他の運輸事業に係る輸送の安全の確保に関する基本に關すること。

二十三 二十六 (略)

2 官庁官繕部は、前項第二十三号から第二十五号までに掲げる事務をつかさどる。

(総合政策局の所掌事務)

第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二十八 (略)

二十九 交通安全基本計画(交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第百十号)第二十二條第一項に規定する交通安全基本計画をいう。第三十七條第九号において同じ。)に係る事項の実施に關する關係行政機關の事務の調整に關すること。

三十 五十六 (略)

2 (略)

(総括審議官、技術総括審議官、総合観光政策審議官、運輸安全政策審議官、政策評価審議官、審議官及び技術審議官)

第二十条 大臣官房に、総括審議官二人、技術総括審議官一人、総合観光政策審議官一人、運輸安全政策審議官一人、政策評価審議官一人、審議官十九人(うち一人は、關係のある他の職を占める者をもって充てられ

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二十一 (略)

二十二 二十五 (略)

2 官庁官繕部は、前項第二十二号から第二十四号までに掲げる事務をつかさどる。

(総合政策局の所掌事務)

第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二十八 (略)

二十九 交通安全基本計画(交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第百十号)第二十二條第一項に規定する交通安全基本計画をいう。第五十五條において同じ。)に係る事項の実施に關する關係行政機關の事務の調整に關すること。

三十 五十六 (略)

2 (略)

(総括審議官、技術総括審議官、総合観光政策審議官、政策評価審議官、審議官及び技術審議官)

第二十条 大臣官房に、総括審議官二人、技術総括審議官一人、総合観光政策審議官一人、政策評価審議官一人、審議官二十人(うち一人は、關係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)及び技術

るものとする。()及び技術審議官四人を置く。

2 } 4 (略)

5 | 運輸安全政策審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する運輸の安全の確保に関する政策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

6 } 8 (略)

(大臣官房に置く課等)

第二十二條 大臣官房に、官庁官繕部に置くもののほか、次の七課並びに監察官一人及び運輸安全監理官一人を置く。

人事課

総務課

広報課

会計課

地方課

福利厚生課

技術調査課

2 (略)

(運輸安全監理官の職務)

第三十一條の二 運輸安全監理官は、運輸事業者の輸送に係る安全管理体制の評価その他の運輸事業に係る輸送の安全の確保に関する基本に関する事務をつかさどる。

審議官四人を置く。

2 } 4 (略)

5 | 7 | (略)

(大臣官房に置く課等)

第二十二條 大臣官房に、官庁官繕部に置くもののほか、次の七課及び監察官一人を置く。

人事課

総務課

広報課

会計課

地方課

福利厚生課

技術調査課

2 (略)

(総合政策局に置く課)

第三十六条 総合政策局に、情報管理部に置くもののほか、次の十九課を置く。

総務課
政策課
環境・海洋課
国土環境・調整課
交通計画課
建設業課
建設振興課
建設施工企画課
不動産業課
貨物流通施設課
複合貨物流通課
交通消費者行政課
技術安全課
観光政策課
観光経済課
国際観光課
観光地域振興課
観光資源課
観光事業課

(総合政策局に置く課等)

第三十六条 総合政策局に、情報管理部に置くもののほか、次の十七課及び参事官一人を置く。

総務課
政策課
環境・海洋課
国土環境・調整課
交通計画課
建設業課
建設振興課
建設施工企画課
不動産業課
貨物流通施設課
複合貨物流通課
交通消費者行政課
技術安全課
観光企画課
国際観光推進課
観光地域振興課
旅行振興課

2 (略)

(総務課の所掌事務)

第三十七条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～八 (略)

九 交通安全基本計画に係る事項の実施に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

十 国土交通省の所掌事務に関する交通の安全の確保に関する事務の総括に関すること(技術安全課の所掌に属するものを除く)。

十一・十二 (略)

十三 中央交通安全対策会議の庶務(海上交通及び航空交通の安全に関する事項に係るものに限る。)に関すること。

十四 (略)

(技術安全課の所掌事務)

第五十条 技術安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四 (略)

五 国土交通省の所掌事務に係る交通の安全の確保を阻害するおそれがある人的又は技術的な要因についての基礎的な調査及び分析並びに当該要因を効果的に解消する手法の開発に関すること(大臣官房及び他局の所掌に属するものを除く)。

六～八 (略)

2 (略)

(総務課の所掌事務)

第三十七条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～八 (略)

九・十 (略)

十一 (略)

(技術安全課の所掌事務)

第五十条 技術安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四 (略)

五～七 (略)

第五十一条 削除

(観光政策課の所掌事務)

第五十二条 観光政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 総合政策局の所掌事務(第四条第一項第四十七号から第五十号までに掲げるものに限る。第五十四条第二号において同じ。)(に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 観光の振興に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- 三 交通政策審議会観光分科会の庶務に関すること。

(観光経済課の所掌事務)

第五十三条 観光経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 容易に観光旅行をすることができる環境の整備その他観光旅行の普及発達に関すること。
- 二 観光に関する調査及び研究に関すること。
- 三 観光に関する統計に関すること。
- 四 観光基本法(昭和三十八年法律第百七号)第五条の規定による観光の状況及び施策に関する年次報告等に関すること。

第五十一条から第五十二条まで 削除

(観光企画課の所掌事務)

第五十四条 観光企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 総合政策局の所掌事務(第四条第一項第四十七号から第五十号までに掲げるものに限る。次条第二号において同じ。)(に関する基本的な

政策の企画及び立案に関すること。

二 観光の振興に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

三 観光事業に関する財務に関すること。

四 観光事業に関する税制に関する調整に関すること。

五 観光事業に関し、外国為替及び外国貿易法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等及び同法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に関すること。

六 観光基本法（昭和三十八年法律第七号）第五条の規定による観光の状況及び施策に関する年次報告等に関すること。

七 交通政策審議会観光分科会の庶務に関すること。

（国際観光課の所掌事務）

第五十四条 国際観光課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国際観光の振興に関すること（観光経済課、観光地域振興課及び観光資源課の所掌に属するものを除く。）。

二・三 （略）

（観光地域振興課の所掌事務）

第五十五条 観光地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 （略）

（国際観光推進課の所掌事務）

第五十五条 国際観光推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 外国人観光旅客の来訪の促進に関すること（観光地域振興課及び旅行振興課の所掌に属するものを除く。）。

二・三 （略）

（観光地域振興課の所掌事務）

第五十六条 観光地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 （略）

三 ホテル及び旅館の登録に関すること。

四 観光事業（旅行業及び旅行業者代理業を除く。）の発達、改善及び調整に関すること（観光企画課の所掌に属するものを除く。）。

(観光資源課の所掌事務)

第五十六条 観光資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 観光資源の保護、育成及び開発に関すること。
- 二 観光の振興に寄与する人材の育成に関すること。
- 三 通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関すること。

(観光事業課の所掌事務)

第五十七条 観光事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 観光事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 二 ホテル及び旅館の登録に関すること。
- 三 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第三条第一項に規定する基本方針に係る事務の取りまとめに関すること。

第五十八条 削除

五 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第三条第一項に規定する基本方針に係る事務の取りまとめに関すること。

(旅行振興課の所掌事務)

第五十七条 旅行振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 観光旅行の容易化その他観光旅行の普及発達に関すること。
- 二 旅行業及び旅行業者代理業の発達、改善及び調整に関すること(観光企画課の所掌に属するものを除く)。
- 三 通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関すること。

(参事官の職務)

第五十八条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 交通安全基本計画に係る事項の実施に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 二 国土交通省の所掌事務に関する交通の安全の確保に関する事務の総括に関すること(技術安全課の所掌に属するものを除く)。
- 三 中央交通安全対策会議の庶務(海上交通及び航空交通の安全に関する

る事項に係るものに限る。) に関する事

(特別地域振興官の職務)

第九十二条 特別地域振興官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、離島(東京都小笠原村並びに鹿児島県奄美市及び大島郡に属するものに限る。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事

二・三 (略)

(総務課の所掌事務)

第百十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二・三 (略)
- 四 前三号に掲げるもののほか、住宅局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事

(市街地建築課の所掌事務)

第百二十条 市街地建築課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一・二 (略)
- 三 マンション(マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)第一条第一項第一号に規定するマンションをい

(特別地域振興官の職務)

第九十二条 特別地域振興官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、離島(東京都小笠原村並びに鹿児島県名瀬市及び大島郡に属するものに限る。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事

二・三 (略)

(総務課の所掌事務)

第百十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 公営住宅及びその共同施設の管理及び処分に関する事
- 三・四 (略)
- 五 前各号に掲げるもののほか、住宅局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事

(市街地建築課の所掌事務)

第百二十条 市街地建築課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一・二 (略)
- 三 マンション(マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)に規定するマンションをいう。)の建替えに関

う。以下この号において同じ。）の建替え及び管理（マンションの敷地及び附属施設並びにマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第二条第一号ロに掲げる土地及び附属施設の管理を含む。）に関する事。

四〇八（略）

（鉄道局に置く課等）

第二百二十二条 鉄道局に、次の七課及び安全監理官一人を置く。

総務課
幹線鉄道課
都市鉄道課
財務課
業務課
技術企画課
施設課

（業務課の所掌事務）

第二百二十七条 業務課は、鉄道等による運送及びこれらの事業の発達、改善及び調整に関する事務（他課及び安全監理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（技術企画課の所掌事務）

第二百二十八条 技術企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

すること。

四〇八（略）

（鉄道局に置く課）

第二百二十二条 鉄道局に、次の七課を置く。

総務課
幹線鉄道課
都市鉄道課
財務課
業務課
技術企画課
施設課

（業務課の所掌事務）

第二百二十七条 業務課は、鉄道等による運送及びこれらの事業の発達、改善及び調整に関する事務（他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（技術企画課の所掌事務）

第二百二十八条 技術企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

四 鉄道等による運送及びこれらの事業の発達、改善及び調整に関する事務のうち技術に関すること(施設課及び安全監理官の所掌に属するものを除く。)

五 (略)

(施設課の所掌事務)

第二百二十九条 施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

四 鉄道等の車両及び鉄道等の用に供する施設に関する安全の確保に関すること(当該車両及び施設の管理及び保守に関する検査に係るもの並びに道路局の所掌に属するものを除く。)

五 (略)

(安全監理官の職務)

第二百二十九条の二 安全監理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 鉄道等の運行の計画に関すること。

二 鉄道等の安全の確保に関すること(道路局及び施設課の所掌に属す

一〇三 (略)

四 鉄道等による運送及びこれらの事業の発達、改善及び調整に関する事務のうち技術に関すること(施設課の所掌に属するものを除く。)

五 鉄道等の安全の確保に関すること(道路局及び施設課の所掌に属するものを除く。)

六 鉄道等に関する事故の原因を究明するための調査及びこれらの事故の兆候についての必要な調査に関すること(航空・鉄道事故調査委員会に属するものを除く。)

七 (略)

(施設課の所掌事務)

第二百二十九条 施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

四 鉄道等の車両及び鉄道等の用に供する施設に関する安全の確保に関すること(道路局の所掌に属するものを除く。)

五 (略)

るものを除く。)

三 鉄道等に関する事故の原因を究明するための調査及びこれらの事故の兆候についての必要な調査に関すること(航空・鉄道事故調査委員会)の所掌に属するものを除く。)

(海事局に置く課等)

第四十条 海事局に、次の十課及び首席海技試験官一人を置く。

総務課

外航課

内航課

運航労務課

造船課

船用工業課

安全基準課

検査測度課

船員政策課

海技資格課

(総務課の所掌事務)

第四十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

(海事局に置く課等)

第四十条 海事局に、次の十二課及び首席海技試験官一人を置く。

総務課

企画課

外航課

国内旅客課

国内貨物課

造船課

船用工業課

安全基準課

検査測度課

船員政策課

船員労働環境課

海技資格課

(総務課の所掌事務)

第四十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 海事局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに海事局の所掌事務に関する政策の調整に関すること。

三 海事局の所掌事務に関する技術に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

四〇九 (略)

十 独立行政法人海上技術安全研究所の組織及び運営一般に関すること。

十一 船舶に関する原子力の利用に関すること。

十二〇十四 (略)

第百四十二条 削除

(外航課の所掌事務)

第百四十三条 外航課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 外航に係る運送及び外航に係る船舶運航事業の発達、改善及び調整

二〇七 (略)

八〇十 (略)

(企画課の所掌事務)

第百四十二条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 海事局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに海事局の所掌事務に関する政策の調整に関すること。

二 海事局の所掌事務に関する技術に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

三 独立行政法人海上技術安全研究所の組織及び運営一般に関すること。

四 船舶に関する原子力の利用に関すること。

(外航課の所掌事務)

第百四十三条 外航課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 外航に係る運送及び外航に係る船舶運航事業の発達、改善及び調整

に関すること（総務課、安全基準課及び検査測度課の所掌に属するものを除く。）

二 船舶貸渡業（内航海運業の用に供する船舶に係るものを除く）、海運仲立業及び海運代理店業の発達、改善及び調整に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）

三・四（略）

（内航課の所掌事務）

第百四十四条 内航課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）

二・三（略）

（運航労務課の所掌事務）

第百四十五条 運航労務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 水上運送事業に係る輸送の安全の確保に関すること（外航課の所掌に属するものを除く。）

二 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること（船員政策課の所掌に属するものを除く。）

三 船員労務官の行う事務の監察に関すること

四 船員災害防止協会の行う業務に関すること

に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）

二 船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業の発達、改善及び調整に関すること（総務課及び国内貨物課の所掌に属するものを除く。）

三・四（略）

（国内旅客課の所掌事務）

第百四十四条 国内旅客課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 船舶による運送及び船舶運航事業（旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送に関することに限る。）の発達、改善及び調整に関すること（総務課及び外航課の所掌に属するものを除く。）

二・三（略）

（国内貨物課の所掌事務）

第百四十五条 国内貨物課は、内航運送及び内航海運業の発達、改善及び調整に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

五 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち船員に係るものに関すること（海技資格課の所掌に属するものを除く。）。

（造船課の所掌事務）

第四百七十七条 造船課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 （略）
- 二 船舶（舟艇を除く。）の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。
- 三・四 （略）

（船用工業課の所掌事務）

第四百四十八条 船用工業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 （略）
- 二 船舶用機関等の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 （略）

（安全基準課の所掌事務）

第四百四十九条 安全基準課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一～三 （略）

四 水上運送（水上運送事業によるものを含む。次号及び次条第二号において同じ。）に係るエネルギーの使用の合理化に関する船舶の施設に関する基準の設定に関すること。

（造船課の所掌事務）

第四百七十七条 造船課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 （略）
- 二 船舶（舟艇を除く。）の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（企画課の所掌に属するものを除く。）。
- 三・四 （略）

（船用工業課の所掌事務）

第四百四十八条 船用工業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 （略）
- 二 船舶用機関等の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（企画課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 （略）

（安全基準課の所掌事務）

第四百四十九条 安全基準課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一～三 （略）

五 水上運送に係るエネルギーの使用の合理化に関する船舶の施設に関する検査制度の企画及び立案に関すること。

六・七 (略)

八 船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関する制度の企画及び立案に関すること(運航労務課及び海技資格課の所掌に属するものを除く。)

(検査測度課の所掌事務)

第五十条 検査測度課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 水上運送に係るエネルギーの使用の合理化に関すること(船舶の施設に関するもの限り、安全基準課の所掌に属するものを除く。)

三〜七 (略)

第一百五十三条 削除

四・五 (略)

六 船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関する制度の企画及び立案に関すること(船員労働環境課及び海技資格課の所掌に属するものを除く。)

(検査測度課の所掌事務)

第五十条 検査測度課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二〜六 (略)

(船員労働環境課の所掌事務)

第一百五十三条 船員労働環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること(船員政策課の所掌に属するものを除く。)

二 船員労働官の行う事務の監察に関すること。

三 船員災害防止協会の行う業務に関すること。

四 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち船員に係るものに関すること(海技資格課の所掌に属するものを除く。)

(港湾局に置く課)

第百五十七条

港湾局に、次の七課を置く。

総務課

港湾経済課

計画課

振興課

建設課

環境・技術課

海岸・防災課

(計画課の所掌事務)

第百五十九条 計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 港湾及び航路の整備及び保全に関する事業に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

三 (略)

四 民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項及び都市再生特別措置法第三十条第一項の規定による港湾施設の整備に関する費用に充てるべき資金の貸付けに関すること。

(港湾局に置く課)

第百五十七条

港湾局に、次の七課を置く。

総務課

港湾経済課

計画課

開発課

建設課

環境・技術課

海岸・防災課

(計画課の所掌事務)

第百五十九条 計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 (略)

三 民間都市開発の推進に関する特別措置法の施行に関する事務のうち港湾施設に係るものに関すること。

四 都市再生特別措置法第二十九条第一項第一号及び第四号に掲げる業務(これらの業務に係る同項第五号に掲げる業務を含む。)のうち港湾施設に係るもの並びに同法第三十条第一項の規定による港湾施設の

五 (略)

(振興課の所掌事務)

第六十条 振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 港湾に係る事務で国土の総合的な利用、整備及び保全又は地域の振興に関するものに関する事。

二 四 (略)

五 民間都市開発の推進に関する特別措置法の施行に関する事務のうち港湾施設に係るものに関する事(計画課の所掌に属するものを除く)。

六 都市再生特別措置法第二十九条第一項第一号及び第四号に掲げる業務(これらの業務に係る同項第五号に掲げる業務を含む。)のうち港湾施設に係るものに関する事。

七 九 (略)

十 荷さばき施設及び船舶の離着岸を補助するための船舶に関する特定港湾施設整備事業の事業計画に関する事。

十一 港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に関する技術的審査に関する事。

(環境・技術課の所掌事務)

整備に関する費用に充てるべき資金の貸付けに関する事。

五 港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に関する技術的審査に関する事。

六 (略)

(開発課の所掌事務)

第六十条 開発課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 港湾に係る国土の総合的な開発及び一定の地域の開発に関する事務に関する事。

二 四 (略)

五 七 (略)

(環境・技術課の所掌事務)

第百六十二条 環境・技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇九 (略)

十一〇 (略)

(政策調整官及び政策評価官)

第百九十条 本省に、政策調整官三人及び政策評価官一人を置く。

二〇三 (略)

(地方整備局の内部組織)

第二百八条 東北地方整備局、関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局及び九州地方整備局にそれぞれ副局長二人を、北陸地方整備局に副局長一人及び次長一人を、四国地方整備局に次長二人を置く。

二〇四 (略)

5 北陸地方整備局の総務部長は北陸地方整備局の副局長又は次長の職を占める者を、四国地方整備局の総務部長は四国地方整備局の次長の職を占める者をもって充てられるものとする。

6 (略)

(地方運輸局の内部組織)

第二百十三条 (略)

第百六十二条 環境・技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇九 (略)

十一〇 (略)

(政策調整官及び政策評価官)

第百九十条 本省に、政策調整官四人及び政策評価官一人を置く。

二〇三 (略)

(地方整備局の内部組織)

第二百八条 東北地方整備局、関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局及び九州地方整備局にそれぞれ副局長二人を、北陸地方整備局及び四国地方整備局にそれぞれ次長二人を置く。

二〇四 (略)

5 北陸地方整備局及び四国地方整備局の総務部長は、それぞれ北陸地方整備局及び四国地方整備局の次長の職を占める者をもって充てられるものとする。

6 (略)

(地方運輸局の内部組織)

第二百十三条 (略)

2 (略)

3 地方運輸局に、次の八部を置く。
 総務部
 企画観光部
 交通環境部
 鉄道部
 自動車交通部
 自動車技術安全部
 海事振興部
 海上安全環境部

4 前項の規定にかかわらず、北陸信越運輸局にあつては海事振興部及び海上安全環境部に代えて海事部を置く。

5・6 (略)

第二章 外局

第一節 船員労働委員会

第二百二十一条、第二百二十三条 (略)

第二百二十四条 削除

2 (略)

3 地方運輸局に、次の八部を置く。
 総務部
 企画振興部
 交通環境部
 鉄道部
 自動車交通部
 自動車技術安全部
 海事振興部
 海上安全環境部

4 前項の規定にかかわらず、北陸信越運輸局にあつては企画振興部及び交通環境部に代えて企画部を置く。

5・6 (略)

第二章 外局

第一節 船員労働委員会

第一款 船員中央労働委員会事務局

第二百二十一条、第二百二十三条 (略)

第二款 船員地方労働委員会事務局
 (次長)

第二百二十四条 船員地方労働委員会事務局に、それぞれ次長一人を置く。

附則

(海事局内航課の所掌事務の特例)

第二十五条の二 海事局内航課は、第四百四十四条に規定する事務のほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務に関する事務をつかさどる。

(北陸地方整備局の副局長の設置期間の特例)

第二十八条 北陸地方整備局の副局長は、平成二十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

別表(第二百十六条関係)

名称	位置	管轄区域
(略)	(略)	(略)
函館運輸支局	函館市	北海道のうち 函館市 北斗市 渡島支庁管内 檜山支庁管内
(略)	(略)	(略)

2 次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

附則

(海事局国内貨物課の所掌事務の特例)

第二十五条の二 海事局国内貨物課は、第四百四十五条に規定する事務のほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務に関する事務をつかさどる。

別表(第二百十六条関係)

名称	位置	管轄区域
(略)	(略)	(略)
函館運輸支局	函館市	北海道のうち 函館市 渡島支庁管内 檜山支 庁管内
(略)	(略)	(略)

改 正 案

現 行

（分科会）
 第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（分科会）
 第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
（略）	（略）
海事分科会	一 海運、造船に関する事業、船舶、船員及び船舶交通安全に関する重要事項を調査審議すること（船員労働委員会の所掌に属するものを除く。）。
港湾分科会	二 （略） 一 港湾、航路及び港湾運送に関する重要事項を調査審議すること。
（略）	二 （略）

名称	所掌事務
（略）	（略）
海事分科会	一 海運、 <u>港湾運送</u> 、造船に関する事業、船舶、船員及び船舶交通安全に関する重要事項を調査審議すること（船員労働委員会の所掌に属するものを除く。）。
港湾分科会	二 （略） 一 港湾及び航路に関する重要事項を調査審議すること。
（略）	二 （略）

2 6 （略）

2 6 （略）

（庶務）

（庶務）

第九条 （略）

第九条 （略）

2・3 (略)	4 観光分科会の庶務は、 <u>国土交通省総合政策局観光政策課</u> において処理する。
5・6 (略)	7 港湾分科会の庶務は、 <u>国土交通省港湾局総務課</u> において処理する。
8・9 (略)	
2・3 (略)	4 観光分科会の庶務は、 <u>国土交通省総合政策局観光企画課</u> において処理する。
5・6 (略)	7 港湾分科会の庶務は、 <u>国土交通省港湾局管理課</u> において処理する。
8・9 (略)	

改正案		現行	
<p>（庶務）</p> <p>第九条 委員会の庶務は、国土交通省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、次の表の上欄に掲げる分科会の庶務については、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。</p>			
分科会	担当課等	分科会	担当課等
（略）	（略）	（略）	（略）
国際観光振興機構分科会	総合政策局国際観光課において処理する。	国際観光振興機構分科会	総合政策局国際観光推進課において処理する。
（略）	（略）	（略）	（略）